

第1章 総則

第1条 (サービス内容およびご利用条件)

- きそさき予約制のりあい交通「トマライド」(以下「本サービス」といいます。)は、この利用規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、会員となった方(以下「会員」といいます。)を対象とし、限定地域内において、複数の方で乗り合い、定額の運賃で乗降場から乗降場まで移動することを支援する、木曽岬町(以下「当町」といいます。)のサービスです。
- 本サービスは、ご自宅の前までお迎えに伺うものではありません。ご乗車・ご降車は、当町が指定する乗降場で行っていただきます。
- 本サービスのご利用条件は、本規約によります。
- 本サービスの運行日時、運行区域、乗降場及び運賃の概要は、別表第1及び別表第2のとおりです。

第2条 (定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 運行事業者 当町から本サービスの車両運行を受託した事業者をいいます。
- 協力事業者 運行事業者のほか、当町が本サービスの運営を委託し、又は本サービスの提供に協力する事業者(システム提供事業者、コンタクトセンター受託事業者等)をいいます。
- 乗降場 当町が指定する乗降場所をいいます。
- 同乗者 会員にご同行され、会員と同一の乗降場・時間で乗車される方をいいます。
- 利用者サイト 当町が指定するURLにより提供する、会員登録及び乗車希望の受付を行うウェブサイトを行います。
- コンタクトセンター 当町が本サービスの利用方法に関するお問い合わせを受け付けるために設置する窓口をいいます。
- オンライン決済 利用者サイトでのご予約の際にお申込みいただく、車内でのお支払いによらない決済方法をいいます。

第3条 (規約への同意)

- 本規約は、本サービスのご利用を希望されるお客様が、利用者サイトにて登録し、当町が会員と認めた方と、当町との間で適用されます。
- 本サービスのご利用をもって、本規約(変更された規約を含みます。)に同意いただいたものとみなします。

第2章 会員

第4条 (会員条件)

次の条件の全てを満たす方のみ会員登録できるものとします。

- ご自身で、または保護者等の補助により、当町又は協力事業者への連絡ができる方
- ご自身で、または保護者等の補助により、乗降場への移動および車両への乗降ができる方(ただし、車いすによる直接の乗降はできません)

第5条 (利用開始)

- 会員登録は、利用者サイトからのご登録により行うことができます。
- 本サービスは、利用サイトからの会員登録後、ご利用頂けます。
- 当町は、登録内容に虚偽があると認めた場合、会員登録をお断りし、又は取り消すことがあります。

第6条 (会員番号)

- 当町は、会員登録を完了した方に会員番号を通知します。
- 会員番号及び利用者サイトのパスワードは、会員ご本人以外に使用させないでください。これらの管理は、会員の責任において行っていただきます。

第7条 (未成年の方のご利用)

- 未成年の方が会員登録をされる場合は、親権者その他の法定代理人の同意を得たうえでお申込みください。
- 本サービスの運行時間は夜間に及ぶため、18歳未満の方が単独でご乗車される場合は、あらかじめ保護者の同意を得ていただくものとします。
- 当町は、夜間の時間帯における未成年の方のご乗車について、保護者の方への連絡その他必要な措置をお願いする場合があります。

第3章 運行

第8条 (運行日時および運休)

- 運行日時は、別表第1のとおりとします。ただし、当町の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、別途該当する会員に連絡します。
- 気象条件や災害など安全な運行に支障がある日は運休します。
- 車両の故障、道路事情その他やむを得ない事由により、運行を中止する場合があります。

第9条 (乗降場・運行ルート等)

- 乗降場は、乗降場マップのとおりとします。乗降場には標識その他の表示物を設置しませんので、乗降場マップまたは利用者サイトの地図でご確認のうえ、その場所でお待ちください。
- 乗降場は、運用の状況に応じて増設または廃止する場合があります。最新の乗降場は、当町ホームページまたは利用者サイトでご確認ください。
- 運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、当町が適宜決めるものとします。このため、同じ乗降場への運行ルートは、乗車時で異なる場合があります。
- システムは、ご指定いただいた現在地・目的地を踏まえ、必ずしも最寄りとは限らない、より効率的な運行が可能な乗降場を指定する場合があります。
- 本サービスは専用の車両で運行するため、先に成立したご予約を優先します。このため、

後からお申込みいただいた場合、ご希望の時間・乗降場に沿えないことがあります。

第10条 (乗車希望の受付)

- 乗車希望は、利用者サイト(Webアプリ)でのみ受け付けます。お電話によるご予約は受け付けておりませんので、ご了承ください。
- 受付時間は、24時間(年中無休)とします。
- コンタクトセンターでは、ご利用方法・会員登録に関するお問い合わせを受け付けます。受付時間は、当町が別途定める時間とし、ご予約・変更・キャンセルのお申出はお受けできません。
- 受付時間外及びその他運行に関するお問い合わせについては、問合せフォームをご利用ください。

第11条 (乗車希望方法)

- ご乗車を希望される場合は、利用者サイトにて利用希望日時及び乗降を希望する場所をご入力ください。
- 運転乗務員への口頭での乗車希望は、受付致しかねます。
- 限られた車両で申込の早い順を優先するため、乗車のご希望に沿えない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご乗車希望日時を決めて下さい。
- 車椅子、手押し車等については、会員または同乗者にて折り畳みして車内に積載できるものは、運搬可能ですが、大きさやそのときの状況によってはお断りすることもあります。
- 危険物、臭気の強いもの及び動物(身体障害者補助犬を除きます。)の車内へのお持ち込みはご遠慮ください。

第12条 (変更・キャンセル)

- 乗車希望の変更・キャンセルは、利用者サイトからお手続きください。なお、運転乗務員への口頭での変更・キャンセルは受付致しかねます。
- 変更・キャンセルについて、手数料等のご負担は不要です。
- オンライン決済をご利用の場合、ご予約いただいた乗車時刻の到来までにキャンセルのお手続きをされないときは、実際にご乗車されたかどうかにかかわらず運賃が発生します。
- ご連絡なくご乗車にならないことが繰り返される場合、当町は第24条により会員資格を取り消すことがあります。

第13条 (到着時間)

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、予定より到着が前後する場合がございます。乗車希望時間の5分前には乗降場にお越し下さい。出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、当町または運行事業者からご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れない場合がございます。このため、携帯電話の持参を推奨します。

第14条 (会員の遅延)

- ご希望された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の会員のお迎えに出発します。
- 前項の場合において、あらかじめキャンセルのお手続きをされていないときは、当町の責めに帰すべき事由によらないご不乗車として取り扱い、既にお支払いいただいた運賃は返金いたしません。

第15条 (同乗者)

- 会員にご同行される場合は、会員と同じ乗降場・時間であれば非会員も同乗が可能です。
- 同乗をご希望される場合は、利用サイトでの予約時に同乗者の人数を入力してください。同乗者数の予約申込を行っていない場合は乗車をお断りする場合があります。
- 同乗者にも本規約が適用されますので、会員は、同乗者が本規約を理解し、順守することに責任を持って頂きますようお願いいたします。
- 同乗者の運賃は、別表第2のとおりとします。

第16条 (乗車のお断り)

次のいずれかに該当する場合、乗車をお断りすることがあります。

- 会員又は同乗者が本規約に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき
- 会員又は同乗者が泥酔している等により、安全な運行に支障があると認められるとき
- 会員又は同乗者の疾病等により、単独での乗車が困難と認められるとき
- 定員超過その他車両の運行上の理由により乗車させることができないとき
- その他、他の会員又は運転乗務員の安全を確保するため必要と認められるとき

第17条 (車内での禁止事項)

車内では、次の行為はご遠慮ください。

- 喫煙(加熱式たばこ及び電子たばこを含みます。)
- 飲食(体調管理上必要な場合を除きます。)
- 他の会員、同乗者又は運転乗務員に対する迷惑行為
- 運転乗務員に対する行き先の変更、経路の指定その他運行に関する指示

第4章 運賃

第18条 (運賃)

- 運賃は、木曽岬町地域公共交通会議で承認された額とし、別表第2のとおりとします。
- 運賃は、乗車1回(ご乗車からご降車まで)につき申し受けます。運行区域内であれば、ご乗車の距離にかかわらず同額です。
- 同乗者の運賃は、会員と同額とします。ただし、未就学児は無料とします。

第19条 (運賃のお支払い)

- 運賃は、ご乗車の際に車内でお支払いください。おつりのないようご用意いただきますようお願いいたします。
- オンライン決済の場合、決済は、ご予約いただいた乗車時刻の到来をもって行われます。ご乗車にならないときは、必ず事前にキャンセルのお手続きをしてください。
- 運行開始当初のお支払いは、現金のみのお取扱いとします。キャッシュレス決済は、準備が整い次第、当町ホームページ等でお知らせのうえ開始します。
- お支払いいただいた運賃は、当町の責めに帰すべき事由により運送が行われなかった

場合を除き、返金いたしません。

第5章 責任

第20条 （運送契約の成立および適用）

- 1 会員および同乗者の乗車および運送（運送の引受け、旅客に対する責任（生命または身体を害した場合の責任）等）、本サービスにかかる車両の管理については、本サービスについて適用される運送約款【木曾岬町自家用有償旅客事業運送約款】によります。
- 2 運送契約は、会員の乗車時に成立するものとします。
- 3 当町は、乗車希望の受付をもって運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、何らの責任を負わないものとします。

第21条 （当町の免責）

次の場合、当町及び協力事業者（以下この条において「当町等」といいます。）は、会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。ただし、当町等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

- （ア）本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
- （イ）通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合
- （ウ）会員が本サービスにかかる車両・乗降場に忘れ物をした場合
- （エ）会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合
- （オ）第8条（運行日時および運休）、第10条（乗車希望の受付）、第13条（到着時間）、第14条（会員の遅延）、第16条（乗車のお断り）、第24条（会員資格の取消し）、第28条（システムの稼働中断・停止）、第29条（本サービスの中止・終了）に定める事由が生じた場合
- （カ）会員の故意または過失による場合
- （キ）当町等の責に帰すことができない事由による場合

第22条 （会員の責任）

会員が故意もしくは過失により、または会員が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、当町または協力事業者が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

第23条 （反社会的勢力の排除）

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力（暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者）でないことを誓約するものとします。

第24条 （会員資格の取消し）

会員が次のいずれかに該当すると当町が判断した場合、会員資格を直ちに取消すことがございます。

- （ア）本人確認ができないとき
- （イ）当町との運送契約に違反するとき
- （ウ）本規約第4条（会員条件）を満たさないとき
- （エ）本規約第23条（反社会的勢力の排除）の誓約に違反し、またはその恐れがあるとき
- （オ）正当な理由なく、ご連絡のない不乗車を繰り返したとき
- （カ）本規約を遵守しないとき

第6章 個人情報

第25条 （個人情報の取り扱い）

- 1 会員に提供いただいた個人情報は、以下の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。
- （ア）本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査
- （イ）本サービスの運営および改善
- （ウ）当町が保有する他の公共交通に関するデータと併せた統計的な分析及び公共交通施策の立案
- （エ）前号の分析結果の公表（この場合、個人が特定できない形に集計・加工したうえで公表します。）
- （オ）その他の当町の施策・サービスの品質向上や企画・開発
- 2 当町は、本サービスの運営、前項第3号の分析を行うための交通データ基盤の構築・運用その他本サービスに必要な範囲において、個人情報の取扱いを協力事業者に委託します。この場合、当町は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行うとともに、委託の目的以外に利用することを禁じます。
- 3 本サービスのシステムを操作する権限は、業務上必要な範囲に限って付与し、閲覧できる情報の範囲を権限に応じて制限します。
- 4 運行事業者の運転乗務員は、運行に必要な範囲において、会員の氏名、ご乗車人数、乗降する乗降場その他運行上必要な情報を車載端末で確認します。
- 5 個人情報の取扱いは、前各項によるほか、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び当町の定めるところによります。

第26条 （第三者による個人情報の利用）

当町は、次に掲げるとおり個人情報の第三者提供をすることがあります。

- （1）第三者提供する個人情報の項目
- 会員登録申込書の記載内容（氏名、電話番号、年齢など）、本サービスにより取得した乗降データ
- （2）第三者提供する情報の利用目的／第三者提供の範囲
- ア 運行状況の報告ならびに本サービスの運営および改善／当町
- イ 本サービスならびにその他の商品・サービスの品質向上や企画・開発・運営／協力事業者

第27条 （申込内容の変更・退会）

会員登録内容に変更がある場合、または退会をご希望される場合は、利用者サイトの利用者情報の確認・編集からご登録下さい。

第7章 雑則

第28条 （システムの稼働中断・停止）

当町は、システムのメンテナンスのため、システムの稼働を中断し、または停止する場合があります。

第29条 （本サービスの中止・終了）

当町は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止し、または終了する場合があります。

第30条 （規約の変更）

当町は、本規約の変更内容および変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法により会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

第31条 （準拠法および裁判管轄）

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービスおよび本規約に関する一切の紛争は、津地方裁判所四日市支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この規約は、令和8年9月25日から施行します。

本サービスの運行は、令和8年10月1日から開始します。

規約制定：令和8年8月26日

別表第1（第1条関係） サービス概要

項 目	内 容
名称	きそさき予約制のりあい交通「トマライド」
実施主体	木曾岬町
運行形態	乗降場間の乗合運行（自由経路ミーティングポイント型）
ご利用いただける方	会員（どなたでも会員登録できます）
運行日	毎日
運行時間	16:00～24:00 （16:00の乗車から対応し、最終降車を24:00とする）
運休日	気象条件や災害、車両状況など安全な運行に支障がある等その他やむを得ない事由により当町が定める日
運行区域	木曾岬町全域及び弥富市の一部
乗降場	当町が別途定める乗降場のとおり（標識は設置しません）
運行車両	1台（ほかに予備車）
運行事業者	三重近鉄タクシー株式会社
予約方法	利用者サイト（Webアプリ）のみ ※お電話での予約は不可
予約受付	24時間
お問い合わせ	当町が別途定める方法による
事業主体	木曾岬町危機管理課 電話0567-68-6101

別表第2（第18条関係） 運賃

区 分	運 賃
会員	1回 500円
同乗者	1回 500円
介助者	1回 500円
未就学児	無料（保護者同伴必須）
お支払方法	当町が別途定める方法による

※ 運賃は乗車1回ごとに申し受けます。運行区域内は距離にかかわらず同額です。往復でご利用の場合は1,000円となります。